

# 食肉センター汚物・廃棄物収集運搬業務公募説明書

○ 業務名 令和8年度 食肉センター汚物・廃棄物収集運搬業務

○ 業務履行場所 北九州市小倉北区末広二丁目3番7号 北九州市立食肉センター

○ 業務履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、令和8年4月1日以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、北九州市は、この契約を変更し又は解除することができる。)

## 1 業務の内容

- (1) 家畜の搬入に伴うおが屑、わら屑、古畳、ござ、筵、古ロープ、ビニール等汚物類の収集運搬処理
- (2) 家畜の解体作業に伴い発生する牛糞、血餅等の廃棄物及び一部の動物系固形不要物並びに浄化槽及び側溝内の汚物類の収集運搬処理
- (3) 廃水処理施設から発生する脱水汚泥及びし渣等廃棄物の収集運搬処理
- (4) その他、食肉センター所長が指示する汚物、廃棄物の収集運搬処理

## 2 業務履行日

- (1)原則として月曜日から金曜日までの毎日1回行う。なお、排出量によっては2回搬送の場合もある。  
ただし、対象廃棄物が無い又は少量等の場合はセンター所長の指示により運搬を行わない。
- (2) 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの処理については、必要があれば食肉センター所長が指示する。

## 3 収集運搬処理の方法等

- (1) 汚物・廃棄物の収集運搬は、食肉センターと調整のうえ、解体作業の開始前又は終了後に行う。  
汚物の飛散・流出、臭気の発散・漏出が起きないような構造の専用車両を使用して積載し、焼却工場に搬送して焼却処理する。本市の焼却工場に搬入する場合は搬入専用カードが必要。
- (2) 食肉センターには、脱水牛糞、脱水汚泥及びし渣の各排出場所3箇所に金属製シート台を設置している。収集作業終了後には、各排出場所周辺の飛散物及び金属製シート台やその周囲の清掃・洗浄を毎回確実に行い臭気の発生が起きないようにする。
- (3) 運行中は、汚物・汚泥が車体外部に付着したまま走行しないように確実に清掃を行った後で運行する。また、毎回すべての作業終了後にも専用車両を清掃・洗浄し、必要な場合は消毒を行う。

## 4 報告書の提出

産業廃棄物の処理に係るマニフェストを適宜、提出すること。

## 5 技術、資格等の要件

- (1) 本業務を履行するために必要な産業廃棄物収集運搬業または処分業の許可を受けていること。
- (2) 既に類似業務を行った経験があるなど業務に精通していること。

## 6 応募要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付されていること、及び有資格名簿に記載され

ている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 7 手続き等

- (1) 契約担当課（問い合わせ先）

北九州市立食肉センター 北九州市小倉北区末広二丁目3番7号  
電話 093-521-0172  
FAX 093-551-7855  
担当 木原、川原

- (2) 説明書に対する問い合わせ受付及び回答

ア 受付期間

令和8年1月6日から令和8年1月19日までの（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）毎日、  
8時30分から16時まで

イ 受付担当課

(1) 同じ。

※ファックスで質問を行う場合は、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号を記入しておくこと。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

- (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年1月6日から令和8年1月19日までの（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）毎日、  
8時30分から16時まで

※参加意思確認書の様式は、(1)の契約担当課で配布する。

イ 提出場所

(1) 同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

- (4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても、参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係資料は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書及びその関係資料は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続きの中止又は当該手続きにより行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対しては、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市保健福祉局食肉センター所長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。